

第14期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年5月29日(木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階
プラザホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



目 次

第14期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案及び参考事項	3
(第14期定時株主総会招集ご通知)	
事業報告	10
連結計算書類	
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
連結注記表	32
計算書類	
貸借対照表	48
損益計算書	49
株主資本等変動計算書	50
個別注記表	51
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	58
計算書類に係る会計監査人の監査報告	60
監査役会の監査報告	62
株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94

株 式 会 社 エ ル テ ス
代表取締役社長 菅 原 貴 弘

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://eltes.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧下さい。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参
考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月28日（水曜日）午後6
時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階 プラザホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第14期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 補欠取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・会社の新株予約権等に関する事項
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎インターネットによる事前質問をお受けいたします。以下、当社ウェブサイトより、株主番号、郵便番号及び質問事項をご入力下さい。事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させて頂く予定です。なお、頂戴したご質問全てに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。
 - ・受付期間：2025年5月13日（火）0時00分から2025年5月25日（日）18時00分まで
 - ・アクセスURL：<https://eltes.co.jp/ir/shareholders-meeting-202502>
- ※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」を必ずお手許にお控えください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位および担当
1	再任 男性	すが わら たか ひろ 菅 原 貴 弘	代表取締役社長
2	再任 男性	さん かわ たけし 三 川 剛	取締役 財務戦略本部 財務アライアンス担当本部長
3	再任 男性	い どう ゆたか 伊 藤 豊	社外取締役
4	新任 社外 独立 女性	しの じ さ ゆ り 篠 地 里 百 合	—

候補者番号

1

すが

菅

わら

原

たか

貴

ひろ

弘

再任

男性

生年月日	1979年12月23日生	所有する当社の株式の数	317,200株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	<p>2004年 4月 旧(株)エルテス設立代表取締役 2012年 4月 当社設立代表取締役社長(現任) 2018年 5月 (株)エルテスキャピタル代表取締役(現任) 2019年 5月 (株)エルテスセキュリティインテリジェンス (現(株)AIK) 代表取締役 2020年 6月 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2020年12月 (株)アサヒ安全業務社 (現(株)And Security) 取締役 (株)JAPANDX 代表取締役 (株)アンビスホールディングス 社外監査役 (現任) 2021年10月 (株)AIK 取締役 (現任) 2024年 5月 (株)JAPANDX 取締役 (現任) 2025年 3月 (株)メタウン 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)AIK 取締役 (株)JAPANDX 取締役 (株)エルテスキャピタル 代表取締役 (株)メタウン 代表取締役 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役 (株)アンビスホールディングス 社外監査役</p>		
選任理由	<p>当社設立時より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の責任者として実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号

2

さん かわ

三 川

たけし

剛

再任

男性

生年月日	1967年9月22日生	所有する当社の株式の数	一株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	1991年3月	(株)富士銀行(現株みずほ銀行) 入行	
	1998年8月	ボストンコンサルティンググループ 入社	
	2000年9月	(株)ドリームインキュベータ 入社	
	2003年9月	(株)アドバンテッジパートナーズ 入社	
	2006年6月	(株)アファリス 設立	
	2012年4月	(株)gumi 入社 事業戦略室長	
	2012年12月	同社 取締役COO	
	2016年4月	同社 取締役CSO	
	2017年8月	トランス・コスモス(株) 入社 上席常務執行役員 グローバル事業開発本部長	
	2018年4月	同社 専務執行役員 グローバル事業開発本部長兼公共政策本部長	
	2020年8月	当社 入社	
	2020年10月	当社社長室 室長	
	2020年12月	当社執行役員 (株)JAPANDX 取締役 (株)アサヒ安全業務社(現株And Security) 取締役	

<p>略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況</p>	<p>2021年 4月 当社リスクコンサルティング本部 本部長兼事業戦略本部 本部長 2021年 5月 当社取締役リスクコンサルティング本部 本部長兼事業戦略本部 本部長 2021年10月 (株)AIK 取締役 2022年 3月 当社取締役リスクコンサルティング本部 本部長兼DXソリューション事業本部 本部長 2022年 9月 (株)メタウン 代表取締役 2023年 3月 当社取締役ソリューション本部 本部長 (株)JAPANDX 取締役社長 2023年 7月 プレイネクストラボ(株) 代表取締役 (現任) 2024年 3月 (株)GloLing 取締役 (現任) 2024年 5月 当社取締役 (株)JAPANDX 代表取締役社長 (現任) 2024年11月 JDXソリューションズ(株) 代表取締役会長 (現任) 2025年 3月 当社取締役 財務戦略本部 財務アライアンス担当本部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)JAPANDX 代表取締役社長 プレイネクストラボ(株) 代表取締役 (株)GloLing 取締役 JDXソリューションズ(株) 代表取締役会長</p>
<p>選任理由</p>	<p>豊富なマネジメント経験や事業実績があり、M&A、子会社設立、DX推進事業における責任者として実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者番号

3

いとう
伊藤ゆたか
豊

再任

男性

生年月日	1977年11月3日生	所有する当社の株式の数	一株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	<p>2000年4月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 2005年10月 スローガン(株)設立 代表取締役社長 2015年9月 KMFG(株)設立 代表取締役(現任) 2016年10月 スローガンアドバイザリー(株) 取締役 2016年10月 チームアップ(株) 取締役 2023年3月 スローガン(株) 取締役 2023年5月 当社取締役(現任) 一般財団法人ルビ財団 代表理事(現任) 2023年7月 (株)TOUCH TO GO 社外取締役(現任) 2024年8月 (株)クウゼン 社外取締役(現任) 2024年9月 フレックスグループ(株) 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) KMFG(株) 代表取締役 一般財団法人ルビ財団 代表理事 (株)TOUCH TO GO 社外取締役 (株)クウゼン 社外取締役 フレックスグループ(株) 社外取締役</p>		
選任理由	<p>当社グループの企業価値向上に関して助言・提言を頂いており、これらの知見を業務執行に反映させ、コーポレート部門の機能強化を図るため、引き続き取締役候補者としております。</p>		

生年月日	1971年12月28日生	所有する当社の株式の数	一株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	1994年 4月 ジャーディン・フレミング証券（現JPモルガン証券） 入社 1994年12月 日本航空(株) 入社 1999年 1月 シティ・バンク 入社 2004年 1月 日興シティグループ証券（現シティグループ証券） 入社 2008年 3月 UBS銀行東京支店 入社 2011年11月 バークレイズキャピタル証券(株) 入社 2013年 2月 シャンティポータを設立 代表就任 2016年10月 (株)エイジングマネジメント研究所（現アセット・グローース(株)）を設立 代表取締役就任（現任） 2018年12月 (株)U-RIZMを設立 取締役就任 2022年11月 H fund Investment(株) 入社 執行役員クライアント・リレーション部長（現任） （重要な兼職の状況） アセット・グローース(株) 代表取締役 H fund Investment(株) 執行役員クライアント・リレーション部長		
	選任理由及び期待される役割の概要	篠地 里百合氏は、起業家として豊富な経営経験をもち、また証券会社で培われたIRに関する幅広い見識を有しております。篠地 里百合氏には、これらの知見を活かして、独立した立場から、グループ全体（特にスマートシティ事業）の投資判断及び財務面での助言・提言を行って頂けることを期待し、社外取締役候補者としております。	

- 注) 1. 当社と各候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 篠地 里百合氏は、社外取締役候補者であります。なお、篠地 里百合氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。篠地 里百合氏の選任が承認された場合、篠地 里百合氏との間で本契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の取締役候補者は、次のとおりであります。

あさ ぬま とも ゆき
浅 沼 智 之 (社外) (独立) (男性)

生年月日	1979年5月22日生	所有する当社の株式の数	一株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	2004年4月 吉野石膏(株) 入社 2009年6月 安保土地家屋調査士事務所 入社 2010年6月 浅沼土地家屋調査士事務所 入社 2014年6月 (株)M-works創業 代表取締役 (現任) 2019年8月 公益財団法人岩手県公共委託登記土地家屋調査協会 理事就任 2021年6月 あさぬま土地家屋調査士法人設立 特定社員 就任 (現任) 2021年8月 公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査協会 常任理事 2023年5月 当社社外取締役 就任 2024年5月 当社社外取締役 退任 (重要な兼職の状況) (株)M-works 代表取締役 あさぬま土地家屋調査士法人 特定社員		
選任理由及び期待される役割の概要	浅沼 智之氏は、土地家屋調査士として培ってきた不動産実務経験に関する見識を有しており、当社のスマートシティ事業に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監督して頂くことにより当社取締役会の機能強化が期待されるため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- 注) 1. 当社と浅沼 智之氏との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅沼 智之氏は補欠の社外取締役候補者であり、浅沼 智之氏が社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 浅沼 智之氏が社外取締役に就任した場合は、当社は浅沼 智之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。なお、浅沼 智之氏が社外取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）における当社グループを取り巻く経済環境は、経済活動等の正常化が進み、雇用・所得環境が改善していく中で、緩やかに回復しております。一方で、不安定な世界情勢を受けた地政学リスクの高まりやアメリカの新政権の動向、物価の上昇などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く国内のITサービス分野においては、企業の収益性向上・人手不足対策等のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）、デジタルの活用や、生成AI市場の拡大によって、成長傾向が継続しております。このような中で、SNSなどのデジタル空間の膨張を背景とした偽・誤情報拡散や炎上事案の発生、「闇バイト」をはじめとしたインターネットの悪用、デジタル化や働き方の多様化による組織内部からの機密情報持ち出しなど課題も多発し、デジタル化によって生じる新たなリスクは、社会問題となっております。さらに、人手不足や企業収益の向上等のために、DX、デジタルの活用は、引き続き高い注目を集めており、当社グループのニーズは益々高まっております。

それらに対して、2025年2月期を初年度とする3カ年の第2期中期経営計画を策定し、事業領域拡張に合わせた新ミッション「安全なデジタル社会をつくり、日本を前進させ続ける。」のアップデートや、これまでの知見を活用し社会インフラの老朽化や環境問題への対応を視野に「スマートシティ事業」を新たなセグメントに設置し、ミッションの実現に向けて、事業を推進してまいりました。

しかしながら、AIセキュリティ事業の2023年10月にサービス提供を開始したAIK assignの受注リードタイム長期化などによって、警備DX領域のトップライン伸長が計画どおりに進捗しておらず、AIセキュリティ事業に係る営業利益は当初計画を130百万円下回りました。また、スマートシティ事業のプロパティ・マネジメント領域において、一部オーナーの物件売却等が発生したうえに、営業人員の不足により新規管理物件の獲得が大きくは進まなかったことも重なり、スマートシティ事業に係る営業利益は、当初計画を210百万円下回っております。これを受けて、当社連結子会社の株式会社メタウンにおける、2025年2月期の実績と当初想定していた事業計画の乖離状況を踏まえ、慎重に検討した結果、特別損失（のれんの一部減損損失）を計上することとしました。さらに、株式会社JAPANDXが自治体に展開している「DX-Pand（デクスパンド）」について、新地創交付金への制度変更に伴い、大幅な機能拡張と仕様の変更が生じ、事業計画の見直しを行った結果、特別損失（固定資産の減損損失）を計上することとなりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,317,064千円（前年同期比12.0%増）となり、EBITDAは608,806千円（前年同期比9.3%増）、営業利益は93,326千円（前年同期比48.7%減）、経常利益は68,849千円（前年同期比52.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は860,379千円（前年同期は257,302千円の利益）となりました。

(注) 当社グループの業績の有用な比較情報として、EBITDAを開示しております。EBITDAは、税引前当期純損益から利息及び非現金支出項目（減価償却費及び償却費等）の影響を除外しております。EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・ EBITDA = 税引前当期純損益 + 支払利息 + 減価償却費及び償却費等の非現金支出項目

当連結会計年度より、地域の総合マネジメントソリューションの実現を目指して、新たに「スマートシティ事業」をセグメントに設置しました。それらを受けて、事業セグメントの区分方法を見直し、株式会社エフエーアイを「AIセキュリティ事業」に、株式会社メタウン、アクター株式会社を新設の「スマートシティ事業」に区分しております。なお、以下の前年同期比については、同様の区分方法により組み替えた数値で比較しております。

(デジタルリスク事業)

デジタルリスク事業は、営業秘密情報の持ち出しなどの社内に潜むリスクを検知するインターナルリスク対策と主にSNSやブログ、インターネット掲示板などWeb上のソーシャルメディアに起因するリスク対策を支援するソーシャルリスク対策から構成されております。

インターナルリスク対策は、昨今話題となっている営業秘密等の機密情報持ち出し対策や、経済安全保障の観点による情報管理強化支援を目的に製造業・金融業を中心に新規導入が進み、KPIとしていたユーザーID数は31万IDまで増加しました。1案件あたりの平均ID数は4,500程度となっており、エンタープライズ企業とそのグループ会社への展開が進んでいます。

ソーシャルリスク対策は、リスク検知時の初動対応コンサルティングを含むWebリスクモニタリングを主力サービスとして提供しております。また、SNSリスク低減のための社内規程作成支援や従業員向け研修の提供など、幅広い形で企業のSNSリスク対策を支援いたしました。

以上の結果、売上高は2,514,348千円（前年同期比9.7%増）、セグメント利益は1,150,530千円（前年同期比7.3%増）となりました。

(AIセキュリティ事業)

AIセキュリティ事業は、警備DXで新時代の安全保障をつくることを目指して、フィジカルな警備保障サービスを運営しつつ、運営の中で生じる課題解決のためのDXソリューションの開発・提供で警備業界のDX化に取り組んでいます。

警備保障サービス領域は、2025年開催の大阪万博を見越した大阪拠点も順調に立ち上がっております。一方で、北海道地域における積雪量が少なかった影響や首都圏における下期採用状況の鈍化によって、KPIであるポスト数の達成率が98.7%にとどまりました。

警備DX領域は、警備会社と依頼者の警備受発注マッチングプラットフォームであるAIK orderなどの警備業務DXサービスを展開しています。AIK assignの受注リードタイム長期化などによって、トップライン伸長が計画どおりに進捗していない状況が継続しておりました。この状況を打開すべく、警備現場における人手不足を解決する採用ソリューションの展開、警備ネットワークを活用したコンシェルジュ型サービスの展開で業績の底上げに取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は1,621,867千円（前年同期比0.9%増）、セグメント損失は40,959千円（前年同期は37,562千円のセグメント利益）となりました。

(DX推進事業)

DX推進事業は、デジタルを活用した人優しい社会への変革を目指して、主に地方自治体を対象とした行政の住民サービスのデジタル化支援を行う自治体DX領域、並びにSESとラボ型開発のハイブリッドで事業会社のDX支援を行う事業会社DX領域の二つを事業の柱として取り組んでいます。

自治体DX領域は、自治体ビジネス特有の下期偏重の事業構造を有しています。年度末に掛けて、スマート公共ラボ for GovTechプログラムや、DX-Pandのサービス提供開始が増加し、両サービスを提供する自治体数は146まで増加しました。

事業会社DX領域では、事業セグメント内の営業連携強化や、提供能力拡大を目指したDX人材の獲得にも取り組みました。また、下期偏重の事業構造からの脱却を目指して、生成AI事業に着手するとともに、放送局等メディア向けDX支援に強みを持つJDXソリューションズ株式会社のグループ参画を実現するなど、積極的な投資を継続し、事業領域の拡大を推進いたしました。

以上の結果、売上高は1,804,645千円（前年同期比52.6%増）、セグメント利益は9,453千円（前年同期比85.0%減）となりました。

(スマートシティ事業)

スマートシティ事業は、スマートな街づくりで地方創生に貢献することを目的に、プロパティ・マネジメント領域のデジタル化から着手し、そのデジタル化の領域をビル・施設、そして地域に広げることを目指しています。また、スマートな街づくりを念頭においた、自治体のインバウンドマーケティング支援や、マップ検索特化型集客ツールであるミセシルベの提供を開始し、地方創生につながる動きも加速しています。

一方で、プロパティ・マネジメント領域は、一部オーナーの物件売却等が発生したことに加えて、営業人員の不足により新規管理物件の獲得が大きくは進まなかったことも重なり、大幅な管理物件数の減少が生じました。その他、収益不動産の売買を通じた管理物件の獲得を進めるべく専門の不動産売買チームを組成し、不動産売買取引からの収益拡大を計画しておりましたが、不動産売買を専門とする人員の採用に遅れが生じるなど、不動産売買事業が想定通りの立ち上げとならなかったことが大きく業績に影響を与えました。

以上の結果、売上高は1,483,846千円（前年同期比7.1%減）、セグメント損失は110,361千円（前年同期は23,098千円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、収益獲得型のソフトウェア開発やスマートシティ事業における不動産物件の取得などの設備投資を行い、その総額は502,762千円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、子会社買収ならびに事業拡大のための資金として、長期借入金1,505,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

① グループ管理体制の強化

中長期的な企業価値向上には、当社グループが一丸となり、各社の強みを発揮して価値の最大化を実現することが不可欠と考えております。経営戦略本部、財務戦略本部、組織マネジメント本部、グループ管理室を中心にグループ各社の経営資源を一元的に管理し、業績管理のモニタリング体制の強化、グループ各社のシナジーを最大化するよう努めてまいります。

② AIセキュリティ事業のトップライン伸長

当社グループでは、警備DXで新時代の安全保障をつくることを目指して、警備業界のデジタル化を促進するプロダクトの開発・展開に取り組んでおります。警備DX領域を推進するAIKは、警備会社と警備依頼者のマッチングサービス「AIK order」などの展開が進まないことで、売上が積み上がらず、継続的な赤字が発生しております。人手不足を解決する採用ソリューションなどにも注力し、AIセキュリティ事業の収益基盤構築に努めてまいります。

③ スマートシティ事業の収益性改善

スマートシティ事業は、スマートな街づくりで地方創生に貢献することを目的に、プロパティ・マネジメント領域のデジタル化から着手し、そのデジタル化をビル・施設、そして地域に広げることを目指しています。まずは、不動産売買ビジネスを推進し、不動産売買取引からの収益拡大と売買を通じた管理物件数の獲得に取り組み、プロパティ・マネジメント領域の収益確保に取り組んでまいります。

④ 管理部門の体制強化

迅速な経営状況の可視化、優秀な人材獲得に向けた採用活動、企業価値の適切な評価にむけたIR活動の実現に向けて、プロフェッショナル人材の配置や教育体制の整備、仕組みづくり設計に努め、企業価値向上のための基盤を創ってまいります。

⑤ 生産性・付加価値向上を目的とした人材育成

中長期的な企業価値向上には、競争優位性を高めるための多様な人材が必要不可欠と考えております。E-learningなどの教育環境の整備、評価制度の整備、グループ内における人材の適材適所への柔軟な配置転換など、人的資本投資の強化により、能力向上の機会を創出し、人材の育成を強化いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当子会社の株式会社JAPANDXは2024年11月28日にJDXソリューションズ株式会社の全株式を取得し子会社化しました。

(6) 財産および損益の状況の推移
企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2022年2月期	第12期 2023年2月期	第13期 2024年2月期	第14期 (当連結会計年度) 2025年2月期
売上高	2,682,567 千円	4,685,520 千円	6,535,138 千円	7,317,064 千円
営業利益	80,367 千円	202,534 千円	182,077 千円	93,326 千円
経常利益	94,063 千円	143,745 千円	143,528 千円	68,849 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	127,811 千円	42,644 千円	257,302 千円	△860,379 千円
1株当たり当期 純利益(△純損失)	24.46 円	7.28 円	42.65 円	△142.61 円
総資産	2,470,458 千円	6,000,402 千円	6,898,024 千円	7,383,893 千円
純資産	1,400,110 千円	2,335,015 千円	2,609,886 千円	1,868,831 千円
1株当たり純資産額	258.97 円	379.74 円	423.24 円	306.10 円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、銭未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算出に際しては、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第12期の期首から適用しており、第12期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
(株) A I K	39,950 千円	91.52 %	リスク情報分析および危機管理対応支援
(株) エルテスキャピタル	10,000 千円	100.00 %	企業等への投資および投資先支援等
(株) エフエーアイ	3,000 千円	91.52 (91.52) %	風評被害対策およびWebマーケティング
(株) J A P A N D X	61,250 千円	94.79 %	D Xソリューションの提供
(株) A n d S e c u r i t y	10,000 千円	91.52 (91.52) %	警備業
I S A (株)	10,000 千円	91.52 (91.52) %	警備業
S S S (株)	500 千円	91.52 (91.52) %	警備業
(株) G l o L i n g	5,000 千円	94.79 (94.79) %	S E S、派遣サービス、メインフレーム、受託開発事業
ア ク タ - (株)	10,000 千円	100.00 %	検索広告、ディスプレイ広告、YouTube広告の運用等
プレイクストラボ (株)	73,840 千円	94.79 (94.79) %	D X支援事業
(株) メ タ ウ ン	1,000 千円	100.00 %	不動産管理業
JDX ソリューションズ (株)	10,000 千円	94.79 (94.79) %	システムソリューション開発、VRシステム開発、WEB制作運用

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の12社であります。

2. 「議決権の比率」欄の（ ）内は、当社が間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株) メ タ ウ ン	東京都港区虎ノ門1-2-20	1,579,020千円	4,974,675千円

(8) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、「安全なデジタル社会をつくり、日本を前進させ続ける。」をミッションに掲げ、テクノロジーの発展によって生じる新たなリスク対策を講じるデジタルリスク事業や、デジタル化の余地が大きく残る警備業界のデジタル化を支援するA Iセキュリティ事業、行政サービスのデジタル化を中心に企業・自治体のD X支援を行うD X推進事業、不動産ビジネスのデジタル化からスマートな街づくりを目指すスマートシティ事業の4つの事業で構成しております。

(9) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本店	岩手県紫波郡紫波町
本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市
名古屋オフィス	愛知県名古屋市

② 子会社

名称	所在地
(株) エフエーアイ	大阪府大阪市
(株) A I K	東京都渋谷区
(株) A n d S e c u r i t y	東京都渋谷区
(株) J A P A N D X	東京都品川区
(株) エルテスキピタル	東京都千代田区
I S A (株)	北海道札幌市
S S S (株)	北海道札幌市
(株) G l o L i n g	東京都品川区
ア ク タ ー (株)	岡山県岡山市
プレイネクストラボ (株)	東京都品川区
JDX ソリューションズ (株)	岩手県盛岡市
(株) メ タ ウ ン	東京都港区

(10) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
466(226)名	57名増加 (3名増加)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均雇用人員を () 内に外書きで記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,116,425 千円
株式会社七十七銀行	325,000 千円
株式会社岩手銀行	265,360 千円
株式会社東北銀行	229,880 千円
株式会社東京スター銀行	172,250 千円
株式会社横浜銀行	162,323 千円
株式会社商工組合中央金庫	160,000 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年4月1日付をもって、本店を岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,033,257株（自己株式37,623株を除く。） |
| (3) 株主数 | 5,221名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社TSパートナーズ	1,013,900 株	16.80 %
株式会社ラック	620,000	10.27
菅原 貴 弘	317,200	5.25
三井住友信託銀行株式会社	166,600	2.76
株式会社マイナビ	83,200	1.37
東京短資株式会社	82,300	1.36
学校法人国際総合学園	60,000	0.99
J P モルガン証券株式会社	35,900	0.59
尾 下 佳 代	29,700	0.49
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	23,765	0.39

- (注) 1. 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（37,623株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①第7回新株予約権（2020年7月20日取締役会決議）

新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり2,400円	
新株予約権の行使価格		普通株式 1 株当たり1,202円	
新株予約権の行使期間		2020年8月21日 ~ 2030年8月20日	
新株予約権の行使の条件		<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者による新株予約権の放棄は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権 1 個未滿の行使を行うことはできない。</p>	
保有状況	取締役	保有者数	1 名
		個数	4,166個
		株式の数	普通株式 416,600株

②第9回新株予約権（2023年7月24日取締役会決議）

新株予約権の払込金額		新株予約権 1株当たり1,936円	
新株予約権の行使価格		普通株式 1株当たり1,030円	
新株予約権の行使期間		2023年8月10日から 2031年8月8日	
新株予約権の行使の条件		① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ② 各本新株予約権の一部行使はできない。	
保有状況	取締役	保有者数	1名
		個数	1,941個
		株式の数	普通株式 194,100株

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	菅原 貴弘	(株)AIK 取締役 (株)JAPANDX 取締役 (株)エルテスキャピタル 代表取締役 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役 (株)アンビスホールディングス 社外監査役
取 締 役	三 川 剛	経営戦略本部 財務アライアンス担当本部長 (株)JAPANDX 代表取締役社長 (株)GloLing 取締役 プレイネクストラボ(株) 代表取締役 JDXソリューションズ(株) 代表取締役会長
取 締 役	伊 藤 豊	KMFG(株) 代表取締役 一般財団法人ルビ財団 代表理事 (株)TOUCH TO GO 社外取締役 (株)クウゼン 社外取締役 フレックスグループ(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 崎 園 子	—
監 査 役	本 橋 広 行	本橋公認会計士事務所 代表 (株)ステイト・オブ・マインド 社外取締役 talentbook(株) 社外監査役 ウリドキ(株) 社外監査役 SHOWROOM(株) 社外監査役
監 査 役	高 橋 宜 治	(株)ワイズ・ステージ 会長

- (注) 1. 取締役 伊藤 豊氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 本橋 広行氏及び高橋 宜治氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 伊藤 豊氏並びに監査役 本橋 広行氏及び高橋 宜治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 本橋 広行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	退任日	理由
伊藤 真道	取締役 (株)グラニフ 社外監査役	2024年5月29日	任期満了
佐藤 哲朗	取締役	2024年5月29日	任期満了
浅沼 智之	取締役 (株)M-works 代表取締役 あさぬま土地家屋調査士法人 特定社員	2024年5月29日	任期満了

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、役員として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。その契約の内容の概要は、役員、子会社の役員、執行役員、管理職従業員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に、係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 役員の報酬等

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各取締役の報酬等の額は、当社の持続的な成長を図る中で、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬としての月額報酬のみとし、すべて金銭にて支払うものとします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年10月6日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2014年1月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は0名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長菅原 貴弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とします。権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。監査役の報酬等の額は、承認された報酬限度額内において監査役の協議により、常勤・非常勤の別、監査業務の状況を考慮して決定しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額の決定にあたっては、当社の事業状況や各取締役の職務遂行状況を理解していることから、代表取締役社長 菅原 貴弘に一任しており、また、適正な水準となっていることから決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

取締役 6 名 89,750千円 (うち社外 2 名 4,500千円)
 監査役 3 名 12,000千円 (うち社外 2 名 7,200千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、期中に退任した取締役3名を含んでおります。
 2. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役伊藤 豊氏は、KMFG(株)の代表取締役、一般財団法人ルビ財団の代表理事、(株)TOUCH TO GOの社外取締役、(株)クウゼンの社外取締役及びフレックスグループ(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

監査役本橋 広行氏は、本橋公認会計士事務所の代表であり、(株)ステイト・オブ・マインドの社外取締役、talentbook(株)、ウリドキ(株)及びSHOWROOM(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

監査役高橋 宜治氏は、(株)ワイズ・ステージの会長であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	伊 藤 豊	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。上場企業経営者としての豊富な経験を活かし、独立した立場から当社の業務遂行の監督機能を果たして頂くことを期待しておりましたが、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を積極的に行って頂くなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たして頂いております。
監 査 役	本 橋 広 行	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び情報通信業における組織構築やガバナンス上の課題解決の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。
監 査 役	高 橋 宜 治	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、監査役会13回全てに出席いたしました。経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適切な組織運営の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制に係る基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通して、取締役の職務執行が、法令、定款及び諸規程等に適合することを確保します。取締役及び従業員は、企業倫理の確立並びに取締役及び従業員による法令、定款及び諸規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。また、推進体制として経営委員会が統括し、研修及び点検等を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。さらに、内部監査において、法令、定款及び諸規程等の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報について、適正に記録し、諸規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切な保存・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制としては、経営委員会が、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することにより、リスク解決を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告するものとします。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の回復に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議及び評価を行ないます。取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。また、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた「職務権限規程」及び、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社子会社は、諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、定期的又は臨時に内部監査を実施し、内部統制の整備運用を推進し、改善策の指導、実施の支援及び助言等を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関わる事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合、補助する業務内容に応じて適切な人材と人員を選出します。当該従業員については、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するために、監査補助業務については監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。当該従業員は、監査補助業務を他の業務に優先して従事するものとし、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとします。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、監査役が出席する取締役会その他重要な会議を通して、経営、財務及びコンプライアンスの状況、事業の進捗状況、経営の重要事項を定期的に報告するものとします。取締役及び従業員は、その職務遂行に関して不正行為、法令又は定款に違反する重大な事実の発生、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告するものとします。監査役は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとし、報告を求められた取締役及び従業員は遅滞なく監査役に報告するものとします。また、当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の取締役及び従業員と同様に、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告するものとします。当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役及び従業員に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、子会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができるものとします。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度規程を策定し、取締役及び従業員が内部通報制度を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、緊急又は臨時に支出した費用等についても、当社が事後的に負担するものとします。監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用等について、予め予算を計上できるものとします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監督するものとします。また、監査役は、弁護士や公認会計士等の外部専門家並びに内部監査担当者等と緊密な連携を図るとともに、代表取締役社長との間で監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催します。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために「財務報告に係る基本方針」を定め、これに基づく内部統制の整備運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、有効性向上のための取り組みを行います。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制に係る基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

- ① 取締役の職務の執行について

経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開催し、取締役の職務執行の監督を行うとともに、活発な意見交換と審議の充実に努めました。また、1名の社外取締役が在籍しており、適宜忌憚のない意見を述べることで経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を19回開催しております。

② リスク管理体制について

総括的管理体制として、本部長及び執行役員で構成される経営委員会において既存リスクの低減や新たなリスクの特定を行うとともに、リスクの早期発見とリスク顕在化の未然防止に努めております。また、人事部門長及び顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設置しております。

③ コンプライアンス体制について

コンプライアンスへの理解を深め、健全な業務執行環境を構築するため、労働者派遣法をはじめとした各種研修を行うとともに、当該研修の理解度の確認等を行い、法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

④ 監査役の職務の執行について

株主総会、取締役会に出席するほか、監査役会において定めた監査計画に基づき、重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、従業員への質問、グループ会社への往査等により、監査を実施しました。また、内部監査室及び会計監査人と綿密に連携し、監査の実効性および効率性の向上、内部統制の改善に努めております。

⑤ 内部監査の実施について

「年間監査計画書」に基づき、全部門を対象に、リスクアプローチに基づく重点監査を行うことを方針として実施しております。年間を通じて、組織構造の変化に柔軟に対応して監査及び指摘事項の改善確認を行うとともに、監査役と定期的な情報及び意見の交換を行い、相互連携の強化に努めております。また、随時モニタリングを実施し、発見的統制の強化を図っております。

⑥ その他

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定し、これに基づき内部統制の整備、運用及び評価に努めました。

反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力対応規程に基づき、取引先と締結する契約書に反社会的勢力排除条項明記の徹底、取引開始時の調査、顧問弁護士等外部専門家との連携等体制を確立しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,067,543	流 動 負 債	3,079,285
現金及び預金	2,517,438	買掛金	174,631
受取手形、売掛金及び契約資産	1,185,777	短期借入金	699,997
販売用不動産	260,494	1年内返済予定の長期借入金	1,246,687
その他	149,554	未払金	396,537
貸倒引当金	△45,721	未払法人税等	51,865
固 定 資 産	3,316,350	賞与引当金	88,312
有 形 固 定 資 産	152,502	その他	421,254
建物及び構築物	91,938	固 定 負 債	2,435,776
工具、器具及び備品	30,704	社債	100,000
土地	24,958	長期借入金	2,166,549
その他	4,900	預り保証金	141,490
無 形 固 定 資 産	2,296,029	その他	27,736
ソフトウェア	316,371	負 債 合 計	5,515,062
のれん	1,877,673	純 資 産 の 部	
その他	101,984	株 主 資 本	1,810,441
投 資 そ の 他 の 資 産	867,818	資本金	1,223,581
投資有価証券	417,970	資本剰余金	1,396,914
関連会社株式	20,347	利益剰余金	△809,687
敷金	81,044	自己株式	△367
繰延税金資産	310,371	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	11,016
その他	52,433	その他有価証券評価差額金	11,016
貸倒引当金	△14,348	新株予約権	22,070
		非支配株主持分	25,302
資 産 合 計	7,383,893	純 資 産 合 計	1,868,831
		負 債 純 資 産 合 計	7,383,893

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,317,064
売上原価		4,438,324
売上総利益		2,878,739
販売費及び一般管理費		2,785,413
営業利益		93,326
営業外収益		
受取利息	1,421	
受取配当金	1,048	
持分法による投資利益	41	
投資事業組合運用益	17,344	
受取手数料	778	
キャッシュバック収入	1,760	
受取立退料	5,507	
その他	1,638	29,540
営業外費用		
支払利息	32,361	
支払手数料	11,896	
新株発行費	2,125	
株式交付費	3,000	
その他	4,635	54,017
経常利益		68,849
特別利益		
投資有価証券売却益	15,754	
新株予約権戻入益	34,800	50,554
特別損失		
貸倒引当金繰入	14,348	
投資有価証券評価損	14,588	
訴訟関連費用	33,690	
固定資産除売却損	158	
減損	749,193	811,978
税金等調整前当期純損失		△692,574
法人税、住民税及び事業税	96,502	
法人税等調整額	72,370	168,872
当期純損失		△861,446
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,066
親会社株主に帰属する当期純損失		△860,379

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,223,581	1,284,860	50,692	△367	2,558,767
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△860,379		△860,379
連結子会社の増資による持分の増減		112,053			112,053
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	112,053	△860,379	—	△748,326
当 期 末 残 高	1,223,581	1,396,914	△809,687	△367	1,810,441

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△5,224	△5,224	56,344	—	2,609,886
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△860,379
連結子会社の増資による持分の増減				20,446	132,500
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,241	16,241	△34,273	4,856	△13,175
当 期 変 動 額 合 計	16,241	16,241	△34,273	25,302	△741,055
当 期 末 残 高	11,016	11,016	22,070	25,302	1,868,831

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりであります。

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称 株式会社AIK、株式会社エルテスキャピタル
株式会社エフエーアイ、株式会社JAPANDX
株式会社AndSecurity、ISA株式会社、SSS株式会社
株式会社GloLing、アクター株式会社、株式会社メタウン
プレイネクストラボ株式会社、JDXソリューションズ株式会社

第3四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である株式会社JAPANDXが2024年11月28日に、JDXソリューションズ株式会社の全株式を取得したため、当該1社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社 UT創業者の会有限責任事業組合

(2) 主要な持分法を適用しない関連会社

主要な関連会社の名称 株式会社イーキューソリューションズ・ジャパン

なお、持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎と

し、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

販売用不動産

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によりますが、利用目的が第三者への業務処理サービスの提供目的であり、収益との対応も明確なソフトウェアについては、「市場販売目的のソフトウェア」と同様の償却方法を採用しております。「業務処理サービス提供目的のソフトウェア」については、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。ただし、警備事業DXの支援サービス提供に係るソフトウェアについては、投下資本の回収期間を長く見込んでいるため、見込販売期間を5年としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① デジタルリスク事業

デジタルリスク事業においては、主にSNSやブログなどのWeb上のソーシャルメディアに起因するリスク対策を支援するソーシャルリスク対策と営業秘密情報の持ち出しなどの社内に潜むリスクを検知するインターナルリスク対策を提供しております。

サービス導入までに係る環境設定等の費用は、顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。環境設定後のサービス利用料は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

② AIセキュリティ事業

AIセキュリティ事業は、フィジカルな警備事業の運営、及び、AIやIoTを組み合わせた警備業界のDX推進に係るサービス「AIK order」等を提供しております。警備事業の運営は、顧客との契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

「AIK order」は、当社グループから顧客に提供したソフトウェアを利用することを通じて、警備会社との間で警備サービス提供取引が成立することで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。

③ DX推進事業

DX推進事業は、行政の住民サービスのデジタル化支援、エンジニアなどのDX人材の派遣サービスを提供しております。

デジタル化支援については、サービス導入までに係わる環境設定等の費用は、顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を計上しております。環境設定後のサービス利用料は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

DX人材の派遣については、顧客との契約に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

④ スマートシティ事業

スマートシティ事業は、スマートな街づくりで地方創生に貢献することを目的とし、プロパティ・マネジメント事業のデジタル化に係るサービス提供を目指しております。

プロパティ・マネジメント事業においては、賃借人との賃貸借契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、サブリース物件の賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等に基づき収益を認識しております。

不動産販売事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡し義務を負っており、当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであることから、当該引渡し時点において収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5～10年間で均等償却しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。ただし、株式会社AIK及びその子会社である株式会社エフイーアイ、株式会社AndSecurity、ISA株式会社、SSS株式会社においては、グループ通算に含めておりません。なお、当該5社については、株式会社AIKを親会社としてグループ通算制度を適用しております。

また、株式会社JAPANDX及びその子会社である株式会社GloLing、プレイネクストラボ株式会社については、通算完全支配関係にあった子法人の株式会社JAPANDXが、2024年6月10日の第三者割当増資により通算完全支配関係を喪失し、併せて孫法人の株式会社GloLing、プレイネクストラボ株式会社も通算完全支配関係を喪失したため、グループ通算制度に含めておりません。

③ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。

ただし、居住用賃貸建物の取得等に係る控除対象外消費税等については流動資産に計上し、当該販売用不動産の販売及び引渡しした連結会計年度の期間費用としております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

「建物附属設備」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「建物附属設備」として表示しておりましたが、内容をより明確に表示するため、当連結会計年度より「建物及び構築物」として表示しております。

なお、当連結会計年度の「建物及び構築物」に含まれている「建物附属設備」の金額は36,675千円となります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	260,494 千円
--------	------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、販売用不動産について、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。

正味売却価額の算定は、個別物件ごとの事業計画に基づいて行っており、事業計画においては、販売

見込額や修繕コスト等を考慮しております。販売見込額の主要な仮定には、周辺相場賃料もしくは現行賃料、還元利回り等を用いております。

上記の主要な仮定や不動産市況の変動等に基づき、低価法により簿価の切り下げを行っております。そのため、棚卸資産の評価に用いた主要な仮定に変動があった場合には、翌連結会計年度において追加の評価損が計上される可能性があります。

2. ソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	316,371 千円
（うち、DX推進サービス提供に係るソフトウェア	202,586 千円
警備事業DXの支援サービス提供に係るソフトウェア)	54,669 千円
減損損失（ソフトウェア）	99,846 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結貸借対照表に計上されているソフトウェアのうち、DX推進サービス提供および警備事業DXの支援サービス提供に係るソフトウェアについては、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理することとしております。

当該ソフトウェアについては、将来の見込販売収益の予測により、資産性の検討を行っております。見込販売収益の予測に関する見積りに用いられた重要な仮定には、主として新規の受注獲得見込みが含まれております。

上記の見込販売収益の予測は、新規の受注獲得見込みを主な仮定としており、翌連結会計年度において予測通りの受注が行われないなど、当該ソフトウェアの投資額を回収できなくなる見込みとなった場合には、一時の費用又は損失が発生する可能性があります。翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 非上場株式等の評価

(1) 当連結会計年度中に連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	220,769 千円
投資有価証券評価損	14,588 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当社グループの持続的な成長を実現するため、非上場企業への投資を行っております。非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる

場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、超過収益力が毀損したため実質価額が著しく低下したと認められた場合、減損処理を行うこととしております。

取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,877,673 千円
減損損失 (のれん)	649,346 千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式を取得した際に発生したものです。のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

当連結会計年度において、のれんに減損の兆候を識別した資産グループについては、のれんの減損損失の認識の判定を行っております。のれんの減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会等が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は主に売上高予測、人件費予測及び外注費予測と考えております。主要な仮定の不確実性は高く、経営環境の変化等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(財務制限条項)

1. 当社の連結子会社である株式会社AIKは、株式会社AndSecurityの全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2020年12月25日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

借入金残高	300,000千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

2022年2月期以降、債務者、株式会社エルテス及び株式会社AndSecurityの各事業年度の決算期におけるそれぞれの単体の損益計算書に示されるキャッシュフローの合計金額を75,000千円以上に維持すること。

なお、キャッシュフローの金額とは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

2. 当社の連結子会社である株式会社AIKは、ISA株式会社およびSSS株式会社の全株式を取得し、両社を完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2022年3月14日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

借入金残高	375,638千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

2024年2月期以降の各事業年度の決算期における親会社である株式会社エルテスの連結損益計算書のキャッシュフローの金額を、資金用途を株式購入資金又は設備資金とする長期借入金の当該事業年度における約定返済額以上に維持すること。

なお、キャッシュフローの金額とは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び支払配当額を控除した金額をいう。

3. 当社の連結子会社である株式会社JAPANDXは、株式会社メタウン(旧バンズ保証株式会社)の全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2022年9月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結した。株式会社エルテスと株式会社JAPANDXは、2023年12月26日付で株式会社メタウンに関する吸収分割契約を締結し、同日に株式取得資金に対する借入金残高を株式会社エルテスが引受けた。本契約に関する残高は次のとおりであります。

借入金残高	771,500千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

2024年2月期以降の各事業年度の決算期における株式会社エルテスの連結損益計算書のキャッシュフローの金額を、資金用途を株式購入資金又は設備資金とする長期借入金の当該事業年度における約定返済額以上に維持すること。

なお、キャッシュフローの金額とは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び支払配当額を控除した金額をいう。

4. 当社の連結子会社である株式会社JAPANDXは、プレイネクストラボ株式会社の全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2023年7月3日付で「金銭消費貸借契約」を締結した。本契約に関する残高は次のとおりであります。

借入金残高	314,287千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

各事業年度の決算期における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を0百万円以上に維持すること。2025年2月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを当該決算期における長期借入金約定返済額以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

5. 当社の連結子会社である株式会社JAPANDXは、JDXソリューションズ株式会社の全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2024年11月28日付で「金銭消費貸借契約」を締結した。本契約に関する残高は次のとおりであります。

借入金残高	315,000千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

各事業年度の決算期における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を0百万円以上に維持すること。2025年2月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを当該決算期における長期借入金約定返済額以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産
- | | |
|------|-------------|
| 受取手形 | 2,480千円 |
| 売掛金 | 1,131,303千円 |
| 契約資産 | 51,993千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 155,463千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは以下のセグメントにおいて減損損失を計上しております。

セグメント	用途	種類	減損損失
DX推進事業	事業用資産	ソフトウェア	99,846千円
スマートシティ事業	—	のれん	649,346千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,070,880株

2. 当連結会計年度末における自己株式の数

普通株式 37,623株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 1,220,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であります。上場株式については、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格の変動リスクに晒されております。非上場の株式については、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金や企業買収に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で11年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。非上場の株式については、発行体の信用リスクに晒されており、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できないリスク)の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	137,834	137,834	—
資産計	137,834	137,834	—
(2) 社債 (※3)	100,000	100,002	2
(3) 長期借入金 (※3) (1年内返済予定を含む)	3,413,236	3,334,707	△78,528
負債計	3,513,236	3,434,710	△78,526

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。連結貸借対照表計上額の内訳は以下のとおりであります。

金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,517,438	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	1,185,777	—	—	—
合計	3,703,215	—	—	—

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	105,558
投資事業有限責任組合出資	174,578

(※3) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	100,000	—	—	—	—
長期借入金	1,246,687	617,958	559,217	514,638	304,276	170,460
合計	1,246,687	717,958	559,217	514,638	304,276	170,460

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	22,623	—	115,211	137,834

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	100,002	—	100,002
長期借入金	—	3,334,707	—	3,334,707

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その

時価をレベル1の時価に分類しております。J-KISS型新株予約権は、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（OPM法）を用いて公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	デジタル リスク事業	AIセキュリ ティ事業	DX推進事業	スマート シティ事業	
顧客との契約から生じる 収益	2,506,856	1,617,242	1,712,378	563,981	6,400,459
その他の収益	—	—	—	916,604	916,604
外部顧客への売上高	2,506,856	1,617,242	1,712,378	1,480,586	7,317,064

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (受取手形及び売掛金)	1,044,460	1,133,783
契約資産	190,843	51,993
契約負債	51,846	95,628

- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分された取引価格の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(企業結合・事業分離に関する注記)

1. 株式取得による会社等の重要な買収

当社は、2024年11月21日開催の取締役会決議に基づき、当社の連結子会社である株式会社JAPANDX（以下、「JAPANDX」という。）が、クロスオーバーソリューションズ株式会社（以下、「XOS」という。）の全発行済普通株式を2024年11月28日に取得し、XOSは当社の連結子会社となりました。なお、当社は、2024年11月21日開催の取締役会において、連結子会社であるXOSの商号をJDXソリューションズ株式会社と変更することを決議し、2024年11月28日開催のXOS臨時株主総会において承認されております。

① 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	JDXソリューションズ株式会社
事業の内容	システムソリューション開発、VRシステム開発、ソーシャルゲーム開発運用、WEB制作運用、ソーシャルコンテンツの制作運用

(2) 企業結合を行った主な理由

2020年に設立した当社連結子会社のJAPANDXでは、「堅守速攻のデジタルトランスフォーメーション」をミッションとして、これまで当社グループが培ってきたリスクマネジメントや社会のデジタ

ル化に関するノウハウを活用した自治体・企業向けのDXソリューションを提供しております。

XOSは、当社が本店を置く岩手県を拠点に、放送局を中心としたクライアント向けにアプリ開発などのエンジニアリングサービスを提供する企業で、主力アプリ『ReTSTA』は全国11の放送局で導入されています。JAPANDXとは各種DXソリューションの開発パートナーとして共同開発の実績があり、その高い技術力により当社グループの事業推進に貢献しています。

この度JAPANDXとXOSが合流することにより、両社の技術連携を一層強化し、DX開発案件の効率化・高度化・迅速化を実現します。さらに両社の共同事業として、JAPANDXが今期より推進する生成AI事業を拡張した、放送局向け音声読み上げ生成AI開発を企図しています。JAPANDXでは、本件株式取得に先駆けて今年6月にテレビ岩手からの出資を受け入れるなど地方放送局との連携に注力しており、XOSと共にこの取り組みを全国へと拡大してまいります。そして、さらに多くの自治体・地方局へのサービス提供に留まらず、それらと連動する地域経済全体への価値提供を展望します。

(3) 企業結合日

2024年11月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後企業の名称

JDXソリューションズ株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるJAPANDXが、現金を対価としてXOSの全株式を取得したためであります。

② 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年12月1日から2025年2月28日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	400,000千円
取得原価		400,000千円

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4,000千円

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

292,237千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

- (3) 償却方法及び償却期間
8年間にわたる均等償却

- ⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	193,995	千円
固定資産	11,606	千円
資産合計	205,601	千円
流動負債	40,136	千円
固定負債	51,780	千円
負債合計	91,916	千円

- ⑦ 企業結合が当連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 306円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △142円61銭 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,766,068	流 動 負 債	1,603,165
現 金 及 び 預 金	1,327,604	買 掛 金	58,465
受 取 手 形	2,200	短 期 借 入 金	324,997
売 掛 金 お よ び 契 約 資 産	297,007	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	806,195
前 払 費 用	63,053	未 払 金	171,128
未 収 入 金	65,433	未 払 費 用	33,015
そ の 他	15,069	未 払 法 人 税 等	50,351
貸 倒 引 当 金	△4,299	前 受 金	65,272
固 定 資 産	3,208,606	預 り 金	7,709
有 形 固 定 資 産	30,944	賞 与 引 当 金	47,188
建 物 附 属 設 備	10,764	そ の 他	38,839
車 両 運 搬 具	3,973	固 定 負 債	806,520
工 具、器 具 及 び 備 品	16,206	社 債	100,000
無 形 固 定 資 産	35,616	長 期 借 入 金	702,175
ソ フ ト ウ エ ア	16,831	そ の 他	4,345
そ の 他	18,784	負 債 合 計	2,409,685
投 資 そ の 他 の 資 産	3,142,045	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	395,235	株 主 資 本	2,533,949
関 係 会 社 株 式	2,343,450	資 本 金	1,223,581
敷 金	57,959	資 本 剰 余 金	1,200,031
破 産 更 生 債 権 等	0	資 本 準 備 金	1,200,031
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	333,334	利 益 剰 余 金	110,704
長 期 前 払 費 用	329	そ の 他 利 益 剰 余 金	110,704
繰 延 税 金 資 産	31,183	繰 越 利 益 剰 余 金	110,704
貸 倒 引 当 金	△19,447	自 己 株 式	△367
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,495
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,495
		新 株 予 約 権	21,544
資 産 合 計	4,974,675	純 資 産 合 計	2,564,989
		負 債 純 資 産 合 計	4,974,675

損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,514,348
売上原価		1,098,092
売上総利益		1,416,255
販売費及び一般管理費		1,215,782
営業利益		200,473
営業外収益		26,908
受取利息	2,811	
受取配当金	289	
投資事業組合運用益	17,344	
受取立退料	5,507	
その他	954	
営業外費用		
支払利息	14,058	
社債利息	250	
支払手数料	3,600	
保険解約損	2,782	
貸倒引当金繰入額	571	
その他	565	21,828
経常利益		205,553
特別利益		50,554
投資有価証券売却益	15,754	
新株予約権戻入益	34,800	
特別損失		
投資有価証券評価損	14,588	
訴訟関連費用	33,690	48,278
税引前当期純利益		207,830
法人税、住民税及び事業税	91,328	
法人税等調整額	6,530	97,858
当期純利益		109,971

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合 計
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,223,581	1,200,031	1,200,031	732	732	△367	2,423,978
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				109,971	109,971		109,971
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	109,971	109,971	—	109,971
当 期 末 残 高	1,223,581	1,200,031	1,200,031	110,704	110,704	△367	2,533,949

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△6,740	△6,740	56,344	2,473,581
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				109,971
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	16,236	16,236	△34,800	△18,563
当 期 変 動 額 合 計	16,236	16,236	△34,800	91,407
当 期 末 残 高	9,495	9,495	21,544	2,564,989

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

デジタルリスク事業

デジタルリスク事業においては、主にSNSやブログなどのWeb上のソーシャルメディアに起因するリスク対策を支援するソーシャルリスク対策と営業秘密情報の持ち出しなどの社内に潜むリスクを検知するインターナルリスク対策を提供しております。

サービス導入までに係る環境設定等の費用は、顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。環境設定後のサービス利用料は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計の見積りに関する注記)

非上場株式等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	220,656千円
投資有価証券評価損	14,588千円
関係会社株式（非上場株式等）	2,343,450千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、超過収益力が毀損したため実質価額が著しく低下したと認められた場合、減損処理を行うこととしております。

取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物附属設備	45,595千円
車両運搬具	1,745千円
工具、器具及び備品	63,746千円

2. 保証債務及び手形遡及債務等

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)JAPANDX	1,047,147千円
(株)AIK	835,638千円
(株)メタウン	90,000千円
(株)エフエーアイ	837千円
(株)AndSecurity	837千円
ISA(株)	837千円
SSS(株)	837千円
計	1,976,133千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	76,524千円
短期金銭債務	74,556千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	121,527千円
営業取引以外の取引	2,205千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	37,623株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,219千円
未払賞与	16,306千円
貸倒引当金	7,273千円
減価償却超過額	14,527千円
敷金償却	8,845千円
投資有価証券評価損	38,193千円
子会社株式投資簿価修正	1,295千円
子会社株式評価損	44,737千円
その他	1,245千円
繰延税金資産小計	135,646千円
評価性引当金	99,804千円
繰延税金資産合計	35,841千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,657千円
繰延税金負債合計	△4,657千円
繰延税金資産純額	31,183千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	(株)ラック	東京都千代田区	2,648,075	セキュリ ティソリ ューショ ンサービ ス	(被所有) 直接 10.27	サービ スの 販売	サービ スの 提供	437,575	売掛金	82,948

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件を参考に、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業 内容 又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)AIK	東京都渋谷区	39,950	警備 事業	(所有) 直接 91.52	債務保証	債務保証 (注1)	675,638	—	—
						資金の 援助	資金の 貸付	—	関係会社 長期貸付金	60,412
							受取利息 (注2)	367	その他 (流動資産)	368
	(株) JAPAN DX	東京都品川区	61,250	DX 事業	(所有) 直接 94.79	債務保証	債務保証 (注1)	1,047,147	—	—
						資金の 援助	資金の 貸付	6,600	関係会社 長期貸付金	248,921
							受取利息 (注2)	1,484	その他 (流動資産)	5,003

子会社	(株)メタウン	東京都港区	1,000	不動産管理業	(所有)直接 100.00	債務保証	債務保証 (注1)	90,000	-	-
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額	62,038	未払金	62,038

(注1) 債務保証は、金融機関からの融資に対して保証したものであり、取引金額は期末日現在の当社分の保証残高であります。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	(株)SOKO LIFE TECHNOLOGY	岩手県紫波郡	48,500	地方創生事業	(所有)直接・間接 100.0	サービスの販売	サービスの提供	21,260	未払金	1,320

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件を参考に、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	421円57銭
2. 1株当たり当期純利益	18円23銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 米 林 喜 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 形 敦 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルテスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルテス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 米 林 喜 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 形 敦 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルテスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

株式会社エルテス 監査役会

常 勤 監 査 役 宮 崎 園 子 ㊞

監 査 役 本 橋 広 行 ㊞
(社 外 監 査 役)

監 査 役 高 橋 宜 治 ㊞
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
プラザホール（霞が関ビルディング1階）



交通

虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）下車、（11番出口）徒歩約2分

霞ヶ関駅（東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線）下車、（A13番出口）徒歩約5分

会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。

